

特別養護老人ホーム吉井川荘 利用料金表

(令和5年4月1日、介護保険負担割合1割の方)

地域密着型施設(ユニット)

※介護負担2割または3割の方は介護サービス費に応じた負担となります。

1. 第4段階【市町村民税課税世帯の方】

(単位:円)

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	661	①サービス提供体制強化加算(I)	22
要介護2	730		
要介護3	803		
要介護4	874		
要介護5	942		

ユニット型個室		
居住費	食費	月額利用料
2,006	1,680	133,099
		135,373
		137,780
		140,121
		142,363

2. 第3段階②【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万を超える方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	661	①サービス提供体制強化加算(I)	22
要介護2	730		
要介護3	803		
要介護4	874		
要介護5	942		

ユニット型個室		
居住費	食費	月額利用料
1,310	1,360	102,619
		104,893
		107,300
		109,641
		111,883

3. 第3段階①【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万を超え、120万以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	661	①サービス提供体制強化加算(I)	22
要介護2	730		
要介護3	803		
要介護4	874		
要介護5	942		

ユニット型個室		
居住費	食費	月額利用料
1,310	650	81,319
		83,593
		86,000
		88,341
		90,583

4. 第2段階【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	661	①サービス提供体制強化加算(I)	22
要介護2	730		
要介護3	803		
要介護4	874		
要介護5	942		

ユニット型個室		
居住費	食費	月額利用料
820	390	58,819
		61,093
		63,500
		65,841
		68,083

5. 第1段階【高齢福祉年金受給または生活保護受給者】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	661	①サービス提供体制強化加算(I)	22
要介護2	730		
要介護3	803		
要介護4	874		
要介護5	942		

ユニット型個室		
居住費	食費	月額利用料
820	300	56,119
		58,393
		60,800
		63,141
		65,383

注1 月額利用料は介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等ベースアップ等支援加算を含んだ金額です。

・その他の散髪代、医療費、日常生活品等で自己負担が生じる場合があります。

特別養護老人ホーム吉井川荘 利用料金表

(令和5年4月1日、介護保険負担割合1割の方)

介護保険法の改正等により施設サービス費等に変更が生じた場合は、ご契約者の負担額も変更となります。また施設サービス費以外に、下記加算を算定した場合は自己負担額に追加されます。

[単位×10円(級地区分 その他)]

- ①サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日
 - ・勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上の割合配置
- ②外泊時費用加算 246単位/日 ※1月につき6日を限度
- ③初期加算 30単位/日
 - ・入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り
- ④安全管理体制加算(初日のみ) 20単位
 - ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
- ⑤栄養マネジメント強化加算 11単位/日
 - ・管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
- ⑥療養食加算 6単位/回
 - ・医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行われた場合
- ⑦認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
 - ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合
- ⑧科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
 - ・さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
- ⑨看護体制加算(Ⅰ) 12単位/日
 - ・常勤の看護師の配置
- ⑩看護体制加算(Ⅱ) 23単位/日
 - ・基準を上回る看護職員の配置
- ⑪看取り介護加算(Ⅰ)
 - ・死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日
 - ・死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日
 - ・死亡日前日及び前々日 680単位/日
 - ・死亡日 1,280単位/日
 - ・医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的

- ⑫介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に6.0%に相当する金額
- ⑬介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に2.3%に相当する金額
- ⑭介護職員等ベースアップ等支援加算
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に1.6%に相当する金額